

一九七七年一月二〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)333771-4649

FAX(03)32299153367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6ヵ月前納制

### 〈もくじ〉

#### ■巻頭言

「現場復帰」に感謝します

増田 都子……………2

完全勝利の日までご支援ください

#### ◇資料と解説◇

有事関連三法案と連合の見解……………3

法案は不十分、十分な議論・説明が必要……………3

―有事関連三法案に対する連合の見解―……………3

始まった「介護保険」見直し作業……………5

◇資料 京都社会保険推進協議会 介護保険プロジェクト(二〇〇二・〇五・一九)◇……………5

介護保険事業見直しに当たつての政策提言(案)……………5

国鉄闘争はまさに階級闘争……………9

―国労臨時大会から―……………9

#### ◇資料 臨時大会方針◇

与党声明を受け解決促進をはかる為の国労の態度……………9

国労本部の無責任な態度に怒り……………10

―闘争団と本部の話し合い(五月二四日)―……………10

憲法九条改悪に政・財・官・労・学・マスコミを総動員 滝野 忠……………11

―民間政治臨調(二一世紀臨調)とは何か―……………11

読者からのおたより……………13

# 旬刊 社会通信

NO. 837

二〇〇二年六月二日号

二〇〇二年六月二日発行  
(毎月一日・二日・二三日三回発行)

## 「現場復帰」に感謝します

完全勝利の日までご支援ください

今、私は「感慨無量」という言葉を思い浮かべています。中学校の社会科教員である私は、九九年の二学期・九月一日から、突然、何の理由説明もなく（できず）、右翼反動都議の土屋たかゆきと右翼偏向と定評ある産経新聞等の要求を受け入れた東京都教育委員会の強権発動によって学校現場外しをされ、東京都教職員研修センターで「研修」を強制されました。しかし都教委は、これも何の理由説明なく「社会科として当然である憲法教育・平和教育・民主教育を行ったことが都教委にとって気に入らなかつた、という以外に私の授業には、何ら問題はなかつたのですから当然ですが」本年四月一日から、学校現場に復帰させざるをえませんでした。大きな勝利への第二歩目です。

第一歩目の勝利は、五年前・九七年が起源でした。地理・沖縄県の授業で『米軍基地の事実』について教えたことを、米人と結婚している母親から『反米偏向教育』と攻撃され、この騒ぎを聞きつけた生徒から質問され私がプリントで説明したことの片言隻句をとらえて彼女から「名誉毀損」と提訴され、紆余曲折を経て結局は私が勝訴したことでした。

この母親が事件を起したとき、私は、たった一人、文字通り『孤立無援』でした。なぜなら当時の所属組合である全教・都教組は、共産党足立区長（当時）の最右翼の集票組織であり、保護者と対立したことを恐れて、所属組合員である私への都教委の処分を歓迎し、私の方を非難するビラを街頭で大宣伝するような組合であったからです。その上、この母親が娘に社会科授業のみポイコットさせて三ヵ月後、この子が不登校になったことをもつて、いわゆる「人権派」を標榜する人達が、産経新聞・土屋・都教委・全教等と同様に、被害者である私の方を非難する、というような困難さがあつたからです。私は、困難に会えば会うほどファイトが湧き、怒りエネルギー（常に補給され続けています！）が沸き上がる人間ですが、それでも、はらわたは煮えくり返り、胃薬と睡眠剤が欠かせない日々が続きました。実際、目を閉じれば倒れそうだと感じたことも数えきれません。

しかし、「平和教育を守る足立の会」に結集した皆さんが、私を励まし続け、精神的にも物質的にも、しっかりと支えてくださいました。そして、この闘いの中で、皆さんのご支援によって東京都学校ユニオンを結成して全労協に加盟してから、闘いは飛躍的に前進しました。その結果、産経新聞、土屋、都教委等による様々な人権侵害やイヤガラセを跳ね返し、ついに現場復帰を勝ち取ったのです！ 本当ありがとうございます。皆さんのご支援の総合力が、私を「研修センター」（〇〇年度まで「都研」という名の現代のラーゲリから生還させたのです）。

思い見れば、ほぼ月一回の都庁前ビラまき、北千住駅頭宣伝、時に応じてセンター前でのビラまき、センターでのイヤガラセのたび毎の一つ一つ必ずの反撃等々、本当にこのどれ一つが欠けても、私の現場復帰はなかつたでしょう。そして、このどれ一つをとつても私一人では絶対にはなかつたことです。それぞれに多くの活動をかかえながら、私のために割いていただきました皆さんの膨大なるエネルギー・費用と思ひ、感謝に堪えません。

しかし、まだまだ「感慨」に浸り切るわけにはいきません。「第一処分取り消し」「第二処分取り消し」「不当研修・賠償請求」「都議・土屋弾劾」訴訟と四本の裁判は、これらが本番です。理不尽な弾圧・攻撃には断じて屈せず、完全勝利に向けて、これからも私は毅然として、断乎、闘います！

(増田 都子)

## 有事関連三法案と連合の見解

連合は第六回大会（一九九九年十月）で、第三回大会（一九九三年）に決定された政治方針を改訂。「国の基本政策に関する連合の態度」で安保卫衛、憲法問題についてこう定めた。

安保・防衛問題。「防衛論議は、従来のあいまいで具体性のない防衛論議から、国民の権利と義務との関係および民主主義のルール遵守を前提に、平時対応・周辺事態対応・有事体制の区分のなかで、国民的論議を行えるように努める」

憲法問題。「わが国の国民世論動向の現状は、グローバル化の進展や国際情勢の変化、環境問題、情報公開等の理由から、憲法論議への関心は高まってきている。しかし、まだ論議自体が国民的な広がりを見せておらず未成熟のため、現状では憲法改正を俎上に乗せることは、時期尚早と判断する」

「有事体制」を容認し、憲法改正については「国民的論議が成熟」した時、論議するといふのである。

有事関連法案に連合はどのように対処しようとしているのか。五月一六日の中央執行委員会は、「有事関連三法案に対する連合の見解」を確認した。全文は資料に紹介したとおりだが、その内容は①憲法の枠内での有事法制整備は基本的に必要、②政府提出の三法案は、法体系の全体像が明示されておらず多くの問題点、③したがって三法案を今国会で成立させることには反対というものだ。

その一方、連合は昨年十二月の中執委で①外交防衛関係法案、②国会の憲法調査会の動向等を検討テーマに、「『国の基本政策』検討作業委員会」を設置し今年一月以降論議を開始した。委員会構成は①三役会、②三役会構成組織の三役クラスというものだ。

もう一つ、連合論議のたたき台は二一世紀臨調案（本号、「民間政治臨調——二一世紀臨調」とは何か）を参照）であることに注意が必要である。

### 法案は不十分、十分な議論・解明が必要

#### ——有事関連三法案に対する連合の見解——

1、政府は四月一七日、「武力攻撃事態におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」（以下、「事態法」という）、「自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案」、および「安全保障会議設置法の一部を改正する法律案」の、いわゆる有事関連三法案を国会に提出した。政府・与党はこの有事関連法案を第一五四回通常国会の後半における最優先法案と位置づけ、衆・参に特別委員会を設置し、すでに審議に入っており、今国会中に成立させたいとしている。

2、日本国憲法は、国際紛争を武力によって解決しないという平和主義を掲げており、「国家緊急権」も規定していない。政府はこの法案が想定するような緊急事態が起こらないよう平和外交を積み重ねる努力をすべきであり、連合も従来から国際平和を希求する取り組みを行ってきた。

しかし、現実的には可能性は少ないとしても、日本が武力による侵略を受けないという保証はなく、また大規模テロ、化学兵器、武装ゲリラ、サイバーテロあるいは大規模災害など、現行対応システムによっては対処しえない緊急事態が発生した場合には、警察・消防等と自衛隊の役割を明確にし、シビリアンコントロールを堅持しつつ、それらの緊急事態を速やかに排除し、国民の生命および財産を守り、基本的人権を尊重するため憲法の枠内での法整備は、基本的には必要である。

緊急事態におけるルールが明確になっていなければ超法規的措置によって対処せざるを得なくなり民主主義そのものが危機にさらされ、国民の諸権利が侵害される恐れが生じ、法治国家としてふさわしくない。

3、しかし、今国会に出された法案は、冷戦期の発想のまま現実的には想定しにくい大規模武力攻撃に対処する仕組みが中心の基本的なものと同衛隊の行動を円滑にし国の権限を強める自衛隊法の改正案のみである。この法案では、あらゆる緊急事態に対処して国の独立と主権を守り、国民の存立を保全するという理念が見えず、全体的な法体系が示されていない。とくに、有事における国民の自由と権利がどこまで保障されるのか全く不明であり、情報の開示についての規定もない。その点から本法案は不完全なものであり、全体像が明確になっていない中では、総合的な評価も判断もできない。

4、提出された有事関連法案に限ってみた場合、日本の平和・安全保障、外交・防衛に関し次のような点について十分な議論と説明が必要である。

① 有事の定義があいまいであり、また「武力攻撃のおそれがある場合」、「予想されるに至った事態」などの判断に主観的な認識、解釈が入り込む余地があり、拡大解釈または恣意的な解釈になりやすいのではないか。

② 米軍への後方地域支援を定めた「周辺事態」と今回の法案の「武力攻撃事態」との区別と線引きができるのか、併存することが考えられるがその場合集団的自衛権の行使につながるのか。

③ 四万五千人の米軍人が常時駐留し、百六十七の米軍基地・施設が存在するなかで、有事における米軍の行動に関する法整備および適用はどうするのか。

④ 法案では「国際人道法の的確な実施」を謳っているが、日本はジュネーブ条約に関する追加議定書に加入していない。また、国際刑事裁判所条約にも署名していない、このような現状で国際的に適合する法体制となるのか。

5、連合にとってこの有事関連法案は、構成組織の組合員の生命、身体、生活に極めて重大な影響を与え、また組合員が働く職場についても緊急的対処を余儀なくされる性格をもつものである。その主なものは次の通りである。

① 「事態法」第六条は、指定公共機関は武力攻撃事態への対処に関し、その業務について必要な措置を実施する責務を有するとしている。

指定公共機関とは、条文では「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公共的事業を営む公益法人で、政令で定めるもの」となっている。

② 自衛隊法第一〇一条二項ではJ・R、N・T・T各社は自衛隊への協力を義務づけられており、また同法第一〇三条では、一定地域の医療、土木建築、輸送等を業とする者に対する都道府県知事の従事命令を定めている。

③ 「事態法」第五条は地方公共団体の責務を定め、対策本部長（＝総理大臣）の求めにより、「国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要と認める場合」は、関係する地方公共団体の長等に対し措置の実施を指示（指示権）できる。また、当該地方公共団体が指示に従わない場合は、自ら又は所掌大臣を指揮し、当該地方公共団体が実施すべき対処措置を実施し、または実施させる（直接執行・代執行）ことができるとしている。

6、連合は、国・地方公共団体や「指定公共機関」の業務に従事する多くの組合員を抱えており、それらの職場に働く労働者の生命・身体が保護されるとともに、憲法が保障する基本的人権を守る立場から、思想及び良心の自由は守られなければならないのは当然であると考ええる。また「事態法」第三条は、「国民の自由と権利は尊重をされなければならない。これに制限が加えられる場合は、その制限は必要最小限のものであり、公正かつ適正な手続きによらなければならない」と規定しているが、どのような権利がどの程度「制限」されるかについて、明確にすべきである。

7、以上のことから連合は、今回提出された有事関係三法案については、今国会で急いで成立をさせることは反対である。

政府は二年をうけて整備するとしている緊急事態に係る法体系の全体像を国民の前に明示すべきである。そのうえで武力攻撃事態の定義、シビリアンコントロールと国会承認規定の有効性、国民の権利に対する制限や保障のあり方、自治体に対する首相の指示権の内容、命令違反に対する罰則の是非、など憲法の基本的な精神にかかわる問題を幅広く十分に議論する必要がある。同時に、このような議論にあたっては、時流に流されることなく平和主義の理念をしっかりと踏まえるべきことは言うまでもない。

連合は、有事関連三法案が国会でどのように審議されるかを見きわめ、組織内外で慎重な議論をし、必要な対応をしていく。

# 始まった介護保険「見直し」作業

国・自治体は第二期介護保険事業計画（〇三〜〇七年度）、介護報酬、要介護認定ソフトの改良、新型特護ホームのホテルコスト導入等々「見直し」を開始した。他方、首都圏の営利企業は有料老人ホーム、ケア付賃貸住宅などを「金のなる木」と建設ラッシュだ。

「聖域なき構造改革」を掲げ、国民に公然と「痛み」や「自助・自立」を求める小泉政権は、行財政構造改革とならびその重点は、社会保障基礎構造改革といわれる社会保障制度の改革。第一に、医療・福祉分野への公費支出、とくに国庫負担の抑制と削減、第二に、応益負担の貫徹で患者・利用者負担の強化、とくに高齢者への負担増、第三に、医療・福祉事業の営利化と同事業からの公の撤退である。それは社会保障総費用の抑制・削減と社会保障への国・自治体など公的責任放棄を意味する。その先兵が介護保険制度であり、これをモデルに社会福祉制度全般の改革と再編がすすむ。改革がこのまますすめば、とりわけ低所得者や高齢者の生活破壊がいつそう深刻となり、生存すら脅かされることにもなる。社会保障制度をいかに再構築するか、社会保障制度はどうあるべきか、具体的ビジョンを提起していく必要性が高まっている重要な時期、今回は京都社保協の改革案を紹介する。

## ◇資料 京都社会保障推進協議会 介護保険プロジェクト（二〇〇二・五・一九）◇ 「介護保険事業見直しに当たつての政策提言（案）」

介護保険制度が、スタートして二年が経過、〇三年四月からの次期計画策定にむけて、国や各自治体による介護保険事業計画の見直し、介護報酬の見直し作業が始まっています。この間、在宅サービスの利用者が急速に拡大するなど介護保険制度が一定定着しつつある一方で、国は「概ね順調に実施されている」と評価していますが、さまざまな問題点が浮き彫りになってきています。

京都市においても、次期計画策定に向けて、今年度の介護保険運営協議会のスケジュールが発表されています。京都社会保障推進協議会は、京都市内において大きな影響を与える京都市の介護保険事業をとりあげ、政策提言（案）を発表するものです。皆さんのご意見をおよせください。

### 1. 京都市における介護保険の運営状況

大きかった要介護認定者の伸び 京都市では、〇〇年四月の介護保険スタート時の第一号被保険者数（六五歳以上）は二四万七五八八人、その内要介護認定者数は二万六六三三人。〇二年四月には第一号被保険者数は二六万二三七五名、その内要介護認定者数は三万八六八一人に増加しています。この間の第一号被保険者の伸び五・九％に対し、要介護認定者の伸びは四五・二％と大きく上回っています。第一号被保険者数における要介護認定者数の割合（要介護者出現率）は一〇・八％から一四・七％に伸び、全国平均二一・〇％（〇一年一月）と比較してもかなり高くなっています。保険料値上げ必至 これを財政面で見ると、当初の見込みを上回って保険給付費が伸びているために〇〇年度介護保険事業特別会計決算では一億数千万円の剰余金が出ましたが、〇一年度予算では財政安定化基金から一億五千万円を借り入れ、〇二年度当初予算では同基金から一四億円を借り入れることになっています。その結果、今の介護保険の理念通りに「みんなで支えあう制度」として市民に負担をもとめるのであれば、来年度から、基金からの借入金返済し〇二年度の水準を維持するだけでも月額五百円程度の保険料値上げは避けられません。

京都市の現行月額保険料 基準額二九五八円

（一四億円十一三億円×三年）÷（二月×三年×二八・四万人）≒約五一八円

政策的に抑制された施設利用 要介護認定者約三万九千九千人の内訳を見ると、在宅の認定者は三万人を越えて伸び続けています。一方、施設の認定者は九千人程度で、問題もありますが伸びが政策的に抑制されています。在宅と施設を費用面で比較すると、在宅サービスの給付費が約四〇％、施設サービスの給付費が約六〇％になっており、全国的に見ても施設サービスに偏重しているわけでもありません。在宅サービスの伸びが見込みを上回っていることが、保険料アップの原因ですが、施設サービスの費も保険料を引き上げる潜在的な要因のひとつには変わりありません。

京都市において、今後も高齢化は進行し、後期高齢者の絶対数も増えるため、高齢者人口に対する要介護認定者の比率はまだまだ伸びていくと見込まれます。

利用割合は限度額の三七・七％ 一人当たりのサービス利用割合は、要介護度ごとの利用限度額の

三七・七%（〇一年六月）しか利用されておらず、この面でも更に伸びていくと考えられます。国は、〇二年度の医療保険の診療報酬改定で、長期入院患者の段階的な保険はずしを実施しました。結果、今後全国的に五万人が病院から追い出され、介護保険に移行すると見られています。京都市においても約数百人程度の受け皿が新たに必要になると思われ、以上を考慮し、来年度からの介護保険料の見直し額は、少なく見積もっても月額三〇〇〇円台の後半から四〇〇〇円近くまでになると予測されます。また、全国的にも、介護保険財政が赤字の自治体が増えてきています。那覇市では、三八四〇円↓五五〇〇円の見込み

北海道鶴居村は、三四〇〇円↓四〇〇〇円↓七四〇〇円

介護保険制度の枠組みではすでに限界、このままでは、高齢者の医療費負担の増大、さらなる年金制度の改悪、長期不況による生活不安とともに、介護保険料を払えない、払えたとしてもサービス利用を控えるといった本末転倒した事態になりかねません。まさに、「負担と給付のバランス」といった現行の介護保険制度の枠組みでは限界があり、今抜本的な改善が必要になっています。認定者のうち京都市内の利用者比率 八一・四%（〇二年六月）で全国平均と比べ高い

京都市内の状況

要介護者の出現率（〇二年三月） 一二・一%／京都乙訓、一二・七% 以外一一・二%  
サービス利用者率 八二・四%／京都乙訓、八四・二% 以外、七九・四%／全国、七七・四%  
サービス利用状況（達成率）訪問介護一〇二・九%／京都乙訓 一二二・二%  
限度額に対する利用率（〇〇年度平均） 三六・二%

介護保険特別会計赤字の自治体（〇一年度）一一市町村

京都、亀岡、久御山、宇治田原、笠置、南山城、京北、美山、丹波、日吉、加悦

## 2、保険料・利用料の抜本的な改善

京都市において、来年度からの保険料の見直しにあたっては、今の制度のままでは要介護認定者の急増や在宅サービス給付費の増大などによりかなりの保険料アップが見込まれます。しかし、「京都市高齢者生活実態調査」（〇〇年八月実施）の結果を踏まえるならば、これ以上の介護保険料の引き上げは避けるべきです。

一般財源等からの繰入を！ 同生活実態調査では、介護保険料の負担感について、保険料の徴収が始まる前の時期ではありましたが、六〇歳以上で「やむをえない」の三〇・六%を抑えて「重い負担である」が三三・九%でトップとなり、今後の保険料の上昇についても、「やむをえない」の一七・二%に対して、「相当に抵抗がある」が五九・九%にもぼっています。また、〇二年一月に行われた京都市の「高齢者の生活と健康に関する調査」でも高齢者の回答は、「所得段階に応じて細かな設定をし、低所得者の保険料を下げる」が二九・七%で、「このままの設定でよい」の二二・四%を上回って一番多くなっています。そこで、介護保険料の見直しに当たっては、一般財源等からの繰入により、全体として保険料を大幅に値上げさせないことと低所得者への大幅な保険料減をおこなうべきだと考えています。当然、国に対しても、制度改善による財政支援を要求すべきです。

ひろがる保険料減免制度 独自の保険料・利用料減免制度を創設する自治体が、京都府内でも広がりをみせていますが、国・厚生労働省は保険料減免について「介護保険制度は、介護を国民皆で支えあう制度であり、①保険料の全額免除、②収入のみに着目した一律の減免、③保険料減免に対する一般財源の繰入は適当でない」と市町村に圧力をかけてきています。しかし国がいう介護保険の理念「国民皆で支えあう制度」は、本来の社会保険の理念から大きく離れて民間保険の理念にすり替え、社会保障の歴史的な到達点から明らかに後退しています。介護保険事業の運営は自治事務であり、国が指導と称して圧力をかけるのは地方分権の趣旨からおかしいといえます。だから全国的にも一一八の自治体で、国の三原則の枠を超えて保険料の減免を実施しているのです。

手持ち金保有基準は大幅に緩和を！ 京都市は、市民の要求の高まりに押され〇二年一〇月から〇三年三月までの暫定的な保険料の減額制度をスタートしました。しかし、国の三原則の枠内にそって、保険料第二段階（市民税非課税世帯）で年収九六万円以内・手持ち金一〇〇万円以内などを条件にしたために、対象者を三〇〇〇人（第二段階の保険料滞納者が同数程度いた）見込んでいました。実際には手持ち金一〇〇万円以内が大きなネックとなり当初見込みの四分の一程度しか利用されていませんし、全体で約三〇〇〇人の滞納者が残っています。低所得者への保険料減免制度を新たにつくるに当たっては、手持ち金保有基準は大幅緩和、制度周知を徹底すべきです。

利用料減免制度の拡大を 次に、高齢者の社会的介護を推進し、介護を保障していく立場に立つなら、利用料の減免制度の拡大はかせません。京都市では、国制度による一部の利用料減免以外、独自の対応をしていません。そのため、要介護認定者は大きく伸びています。利用限度額に対する利用率では全国平均より多少低くなっています。そこに加え、国は、介護保険以前からの訪問介護利用者の訪問介護利用料負担を三%に抑えています。来年度から引き上げる予定をしています。すべて利用料三%の武蔵野市 武蔵野市では、全ての利用者に対して全ての在宅サービス費用の七



%を補助しています。だから、在宅サービス利用者だけをとっても利用率は、四六・八%（〇一年三月）と全国平均を大きく上回っています。国に対し、利用料減免制度の拡大を要求するとともに、京都市独自の制度をつくるべきと考えています。

支給限度額に対するサービス利用率（施設利用も含む）

京都市 三八・七%（〇一年一〇月） 全国 三九・〇%（〇一年六月）

抜本的な保険料や利用料の改善のための費用は、二〇〇億程度度の追加支出があれば可能。

### 3、高齢者サービスの基盤整備

減少する介護保険三施設 国は、次期事業計画（〇三年〜〇七年）において介護保険三施設の利用者数の参酌標準を六五歳以上の高齢者人口の三・四%から三・二%におさえ、痴呆対応型共同生活介護や特定施設入所者生活介護を〇・三%組み込むように指導しています。なお、この数字は、医療改悪による長期入院者の退院者を見込んだものとしています。国どおりに基盤整備をおこなうと、高齢者人口が増加することもあり、介護老人福祉施設や介護老人保健施設は増やすことになり、介護療養型医療施設の利用は現状より削減していくことになり、

特養ホーム・グループホーム、ケアハウスの建設促進を 京都市では、介護療養型医療施設の利用者が、すでに現計画（〇四年まで二三三三人）を約三〇〇人上回っていて、国どおりの基盤整備をすれば大きな混乱をもたらすことになり、介護老人福祉施設や介護老人保健施設では利用者が現計画数にまだ到達していないもの、介護老人福祉施設においては待機者が現行の介護老人施設利用者三千四百人を越える三千六百人以上（京都市の調査では、老人保健施設や療養型医療施設からの希望者をカウントしていない）に達しています。介護保険の理念の一つであるサービスの選択の自由を保障するためにも、参酌基準を機械的に当てはめるべきではありません。

特養ホームやグループホーム、ケアハウスの建設促進にもっと力をいれるべきです。介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の割合

次期計画における高齢者人口比 一・五〇% 対 一・一〇% 対 〇・六〇%  
現行計画 一・三六% 対 一・一九% 対 〇・八五%

### 4、新型特別養護老人ホームについて（ホテルコスト問題など）

利用者負担のホテルコスト 今年度から国は、介護老人福祉施設の整備に関して、新型特別擁護老人ホーム（全室個室・ユニットケア）の建設を優先的に認め、将来的には全て新型特養ホームにしていく方向です。その一方で、新型特養ホームの個人スペース部分等に関わる建設費用は、公的な費用助成の対象外とし、〇三年度からホテルコストとして利用者負担の方針をうちだしています。

京都市の「高齢者の生活と健康に関する調査」では、特養ホーム申込者のうち約四二%の方が、年間収入一〇〇万円未満と答えています。現在、介護老人福祉施設（特養ホーム）では、費用の一割負担と食費、日常生活費とあわせ月五万円以上の負担が必要です。そこにホテルコストの負担が上乘せされると低所得者は入所できなくなります。低所得者からは、ホテルコストの負担は求めるべきではありません。ホテルコストを徴収しなければ、在宅生活者と比べて不公平になるとの議論があります。年収一〇〇万円未満の高齢者は、在宅では生活保護基準以下の生活を強いられ、逆に生活保護費を支給しなければなりません。

介護労働に余裕がない特養 一方、現行の特養ホームにおける利用者に対する介護職員の配置基準は三対一ですが、介護労働に余裕がないのが実情です。全室個室の新型特養ホームにおいては、必要な介護や目配りをするにも利用者に対する介護職員の配置基準はせひ二対一にするべきです。

国は、特養ホームの待機者が急増しているため、申し込み順になつていく現状を改め緊急性の高い人から入所できる対策を今年度中にとる必要があります。そこで、緊急性の高い人の基準については機械的な決め方をしないことが必要であるとともに、介護施設入所は保育所入所と同じように行政の責任で入所順位を決定するようにするべきであると考えられます。

### 5、要介護認定について

必要量からの判定を 現在使用されている要介護認定ソフトについて、①痴呆性高齢者は低く判定される、②在宅における介護の状況を十分反映していないなどの指摘により、国は〇三年度からの改訂版の導入に向けて改訂作業中です。しかし、在宅における介護状況は住居の構造や家族の状況などによって様々であり、現行のタイムスタディー方式で六段階の要介護度に当てはめるには無理があります。要介護度の区分は明確な説明ができるように三〜四段階程度に簡素化し、ケース・バイ・ケースで認定審査会に調査員を呼ぶなどして、介護に必要なサービス量から介護度判定をするようなシステムに改善するべきではないでしょうか。

ケースワーカー、保健婦が地域出られる体制に 京都市では介護認定審査会にかかわる準備業務に多くの要員と時間を割かれる一方、地域に踏み出す時間が大幅に制約されています。要介護認定を簡素化し、担当課のケースワーカーや保健婦が地域にもっと出かけられるようにするべきでしょう。

ケアプランの子エック体制を 京都市では要介護認定を受けていてサービスの未利用者が二割程度おられたり、限度額に対するサービス利用率が四割程度にとどまったりしています。また、「高齢者の生活と健康に関する調査」によると、訪問介護や通所介護の回数は「今のままでよい」と回答した方は七〇八割に上りますが、生活介護や療養介護のショートステイでは「今のままでよい」と回答した方は五割にとどまっています。このことから要介護認定調査を民間のケアマネージャーに丸投げしているために、京都市として直接に実態把握やケアプランチェックが必要であるといえます。

#### 6、ケアマネ支援機能の必要性と福祉事務所の相談と援助機能の再生

介護保険の導入により京都市は、要介護認定調査やケアプラン作成の業務を民間のケアマネージャーに丸投げしました。その結果、高齢者福祉の相談と援助機能を有していた京都市の福祉事務所は、全体としてその機能を弱体化し、「保険者」として事業者を管理監督する事務所に変質しつつあります。その中で、自治体職員とケアマネージャーなど事業所職員との関係も「管理運営する側とされる側」に分断されつつある感がします。

欠かせない行政機関、地域との連携 一方で、高齢者介護を中心とした相談や支援の第一線に民間のケアマネージャーが躍り出てきました。しかし、ケアマネージャーは、各事業所に所属して、競争原理の中で多くのケースを抱えて効率的に対処することを迫られ、一つ一つのケースにどこまで深くかかわるかは個人の奮闘に任されているのが実情ではないでしょうか。その中で、介護保険の制度内で解決できない困難事例や生活問題も多いため、解決に向けてのシステム作りや経験者による指導、行政機関との連携、地域との連携が欠かせません。

生活問題を解決する現業機能を そこで、福祉事務所（長寿社会課）に高齢者の介護も含む健康問題・生活問題を解決する現業機能を体制的に保障し、民間のケアマネージャー支援をしていく役割を果たすことがどうしても必要です。また、福祉事務所の高齢者相談窓口を基幹型在宅介護支援センター（高い専門性と一定の権限を付与）として再生させ、地域型在宅介護支援センターの支援ネットワークや地域ケアシステムのネットワークの核となり、支援していくべきだと考えています。他方で、ケアマネージャーが多くのケースを抱えなくても介護支援事業者の経営が成り立つように、国は介護報酬を改善するべきです。

#### 7、高齢者の権利擁護について

介護保険は自らサービスを選択する制度といわれる以上、高齢者の自己決定を援助する成年後見制度や権利擁護事業の充実が当然必要です。〇〇年四月から成年後見制度と社会福祉協議会による権利擁護事業（財産管理から身上保護まで）が始まりました。しかし、現在までのところ、京都市や京都市府における制度や事業の利用は低調です。特に家族がいなくて現に制度利用を必要としている高齢者にとっては、誰が制度を紹介するのか、手続きは誰が取るのか、制度利用に至るプロセスが十分に整備されていないのではないのでしょうか。また、成年後見には多額の鑑定料が必要だったり、擁護事業の利用に当たって一時間千円の負担が必要など問題点も指摘できます。

権利擁護事業の利用に当たって、生活保護世帯以外の低所得者にも利用料減免の制度をつくる必要があります。京都市・京都市は、利用促進をはかるため手続き面で積極的な援助をするべきです。

#### 8、ホームヘルプサービスのあり方について

国は、来年度からの介護報酬の見直しの作業を進めています。中でも、訪問介護（ホームヘルプサービス）の報酬見直しは不可欠です。現在、ホームヘルプサービスは、介護報酬上三類型（身体介護・複合型・家事援助）に分かれていて、家事援助は介護報酬単価が一番安く設定されています。また、介護報酬の対象となるサービスが限定されているのも問題です。利用者からすれば、単価の安い家事援助で契約したいし、対象外サービスも含めて欲しいということになります。事業者からすれば家事援助の割合が多くなると赤字になるので身体介護の割合を多くしたい、ヘルパーにすれば家事援助だけでは賃金が安く生活できないという矛盾が吹き出しています。

訪問介護の三類型は廃止し、家事援助の対象を拡大し、家事援助・身体介護・相談の総合的なサービスを提供できるようにすることが必要です。

#### 9、高齢者の介護と生活保障の総合的なシステムを

新しい社会保障理念を 介護保険がスタートして四年目になる来年度から、介護保険料や基盤整備、介護報酬などが見直しされます。「新しい社会保障理念」の下、介護保険は社会の連帯で支える制度であり、住民自身が「受益と負担」（必要なサービス量と負担すべき保険料）を決めるしくみは地方分権の試金石ともいわれてきました。しかし、ここに来て介護保険料の大幅な値上げは（京都市でも二九〇〇円強から四〇〇〇円近くに）、避けられない状況になってきています。

今後も見込まれる高齢者医療制度の改善、高い国民健康保険料とあわせると負担の限界にきており、制度の限界が見えてきています。今見直すべきは、「新しい社会保障の理念」や「受益と負担」



といった介護保険の枠組みではないでしようか。  
基礎年金など改善も 高齢者の介護を保障するためは、不十分な基礎年金など高齢者の生活保障を改善することでも急務になっていきます。特に、在宅介護を促進するためには、介護だけでなく高齢者の生活全般を支えていく視点が必要であり、家族関係や低所得問題・地域とのかかわり・権利擁護など生活問題の解決と、健康維持のための保健医療との連携が欠かせません。  
担当部署の現業機能の再生を 京都市は、公と民との役割分担により「保険者に徹する」のではなく、高齢者の介護と生活保障の総合的なシステムを確立し、稼働させるために担当部署において現業機能（家庭訪問等による現状把握・相談・援助）を再生する必要があります。  
介護や地域の現場では、自治体職員と民間事業者職員との分断を乗り越え、一部事業者による独占囲い込みを許さず、地域やボランティア・NPO・民間事業者・行政機関などの支援のネットワークを築き上げていくことが求められています。

## 国鉄闘争はまさに階級闘争

— 国労臨時大会から —

労働運動も「戦争」だ。労働者階級と資本家階級との戦である。資本は労働者を搾取し抑圧する。国家・政府は議会制民主主義の政治で資本家階級を支援する。国家は現社会体制では資本家階級の共同の委員会である。

それをもっともよく示すのが国鉄闘争だ。国労を壊滅させるため、国家が全面的な攻撃の乗り出した。国労はがんばりつづけた。しかし、四年前の裁判所の判決が指導部に動揺を生んだ。

二年前の「四党合意」、そして四月の「三党声明」である。国家権力は国労に全面降伏を求めるばかりか、労働運動前進の芽をすべて摘みとるよう最後通牒（つうちょう）を發した。それに恭順の姿勢を示したのが五月二七日の臨時大会（資料参照）であった。

国労の旗を守りぬく、そして労働運動の再建をはかるとする勢力はあらんかぎりの力をふりしぼり健闘した。きわめて残念だが、大会で本部原案が反対三一、白票七、賛成七七で通された。しかし、国労本部の全面屈服方針の矛盾はさらに深まること必至。他方、国鉄闘争に共闘・連帯する戦陣は広まっている。一五年余の闘いは、日本労働運動再建に必ず結実する。関係を变えるのを念願にもてる力を全力投入することである。

### ◇資料 臨時大会方針◇

#### 与党声明を受け解決促進をはかる為の国労の態度

(1) 方針上の矛盾について 「JRに法的責任がないこと」を再確認し、「最高裁での判断を公正に求める」との第六七回定期全国大会（統開大会）における追加方針の撤回を確認する。  
(2) 最高裁の第三者参加申立及び鉄建公団訴訟について 最高裁への第三者参加申立及び鉄建公団訴訟は国労方針に反し、組織の団結を乱すものであり、これに参加する闘争団員を国労方針に団結するよう説得活動を取り組んできた。しかし取り下げに応じず、最高裁の第三者参加申立及び鉄建公団訴訟に参加する闘争団員は統制処分の対象とすることを第一七二回拡大中央委員会で決定した。従って、最高裁への第三者参加申立及び鉄建公団訴訟に参加する闘争団員に対して、国労方針に団結し、引き続き取下げを求めた説得活動を強化し、組合員の総意として「JRに法的責任がないこと」を決定したと言えるだけの結果を上げる。一方、中央執行委員会として五月二五日を期限とする訴訟取り下げの最終通告を行ってきた。これに応じない闘争団員に対しては、中央執行委員会として統制処分案を決定し、速やかに査問委員会に送致する。査問委員会は規則に基づいて作業を進め処分を決定し、直近の全国大会で決定する。

(3) 国鉄改革法関連の訴訟について 臨時全国大会終了後、社民党の要請に基づき速やかに国鉄改革法関連の訴訟について取り下げることとする。

(4) ILO追加情報について 二月一五日提出した追加情報の内容が与党及び関係者に誤解と大きな不信を招いた状況に対して、その撤回と臨時全国大会及びその後の解決状況についてILOに追

加の情報を新たに提出する。

以上の態度を国労の総意とし、大会終了後、速やかに取り組むと同時に、国労として与党及び関係者の理解を得るべき努力も併せて行う。社民党と連携を図り、早期に解決作業が進められ、解決が図られるよう全力を上げ取り組むこととする。

## 国労本部の無責任な態度に怒り

—闘争団と本部の話し合い（五月二四日）—

鉄建公団訴訟原告の自宅に送られてきた高嶋委員長名の文書に関して話をしたいと、闘争団員一〇人が五月二二日、二三日と国労本部を尋ねた。ところが、五月二二日は本間中央執行委員しかおらず、「乗務するので時間が無い」とのこと。話をすることができなかった。一方的に期限を切つて五月二五日までに裁判を取り下げる。その連絡をよこせ」と通告しておきながら、委員長はじめ本部役員の居場所も分からないという無責任さだった。二三日も役員の居場所は分からなかった。二二日に「話をしたいから連絡してほしい」という手紙を全役員の机の上に置いてきたにもかかわらず、また、二二日、二三日の両日とも寺内書記長の携帯に電話をして「話をしたい」と伝えていたにもかかわらず（いざずれも「会議中だ」とすぐに切られてしまった）、何の連絡もなかった。二四日に共済の総代会が開かれ、そこに本部役員が出席するという情報が入り、やっと会場で寺内書記長、田中副委員長と会うことができた。二人は最初、私たちとの話し合いになかなか応じようとしなかったが、ついに同日一七時三〇分から話し合うという返事を得ることができた。この日、本部が臨時大会の方針案を出したので、いきおい話し合いはそのことが中心になった。

闘争団 臨時大会の開催について、社民党から要請があつたのか？

本部 五月一五日の中央執行委員会で国労が決めたことだ。

闘争団 社民党が責任を持つと言つたのか？

本部 大会後、社民党が働きかけを行うことになつている。

闘争団 何のために大会を開くのか？

本部 三党を四党合意に引き留めておくためだ。

闘争団 四項目を決めたら与党を引き留められるのか？

本部 それは社民党にやつてもらう。

闘争団 二五日までに連絡をよこせと言つておきながら、話し合いに応じる体制にないのは無責任ではないか。

本部 手紙を作つて出したのは、法対部がやつたことだ。

闘争団 方針案の中で、二月一五日のILO追加情報を撤回すると書いているが、撤回の意味は？

本部 二月一五日の追加情報を撤回し、新たな追加情報を出すということだ。

闘争団 それによつて、ITF（国際運輸労連）の努力、協力にドロを塗ることにならないのか？

本部 そうなるだろうな。

闘争団 三月のILO報告で良いものが出たのに、もつたいたくないのか？

本部 うん、もつたいたくない。

闘争団 三党声明では国労本部への不信と批判が集中しているのに、闘争団に責任転嫁するのは間違いだ。

本部 いや、国労全体への批判だ。あんたらが一番の問題だ。

闘争団 鉄建公団訴訟は本来、国労本部がやるべきことだ。

本部 国労が組織として鉄建公団訴訟を起こすことを判断した場合、あんたらが先に起こした裁判に組織として乗つかるなどということとはできない。

闘争団 そうなつた場合、われわれはいつでも本部に主導権を渡す。

本部 そんなカツコ悪いことはできない。

闘争団 四党合意で解決しなかつたらどうするか？

本部 解決できないと判断した場合には、私（寺内書記長）は辞任する。

本部

◇おわびと訂正◇ 本誌八三六号の巻頭言「いかなる社会をめざすのか」は、四月二九日に行われた在宅介護ネットワーク総会で、里見賢治大阪府立大学教授が講演された内容を事務局の責任において要約したものです。おことわりとおわびを申し上げます。

# 憲法九条改憲に政・財・官・労・学・マスコミを総動員

— 民間政治臨調（二一世紀臨調）とは何か —

## 一九三〇年代と現代

- 「日経連・経団連が統合へ」（本誌八三四号）について、次の質問がありました。
- 一、社会経済生産性本部の性格、構成についてもっと知りたい。
  - 二、社会経済生産性本部と民間政治臨調（二一世紀臨調）との関係をさらにくわしく。
  - 三、民間政治臨調（二一世紀臨調）は『国策研究会』とのことだが、具体的にはどういうことか。
  - 四、改憲策動と民間政治臨調（二一世紀臨調）の役割について、これまた具体的に教えてください。

というものです。民間政治臨調について伝えつづけたのは『社会通信』だけです。編集子が民間政治臨調に興味をもったのは、肥後のバカ殿様、細川護熙が日本新党をつくったときです。バカ殿は一九三〇年代日本をファシズムと戦争の時代に導いた近衛文麿の母方の孫にあたります。近衛家は摂政関白筆頭の公家で、天皇ともっとも近い関係にありました。

『重臣たちの昭和史』では天皇と差しで足を組み椅子の背もたれに背をつけ、冗談を言えるのは近衛だけともいわれています。陸軍の台頭を押さえることを口実に、「革新」を自称した官僚、財界人、政治家、知識人といわれる人びとが昭和研究会をつくり、近衛を総理大臣にすることをめざしたのです。しかし、その近衛はといえば自己の主張がない人で、西園寺公望が「近衛はすぐ変わるね」と書き記しているように、軍部の意向に流されてしまうという人物です。

昭和研究会に似せてつくられたのが民間政治臨調でした。人脈と手法は中曽根第二臨調をそのまま引き継いでいたのです。昭和研究会がつくった国家改造計画と民間政治臨調が九三年に発表した『民間政治改革大綱』はウリ二つ、まさに双生児で、そのことが編集子に政治をただでなく裏から考える必要を教わったというわけです。

## 新しい国づくり

まず社会経済生産性本部の性格、構成についてです。

社会経済生産性本部は一九九四年四月、日本生産性本部と社会経済国民会議が統合し生まれた組織です。生産性本部は生産性向上で産業報国をめざす労資を中心とする組織、社会経済国民会議は政・労・資・官・学を中心に政策提言、国民運動を展開した組織です。この二つの組織が九二年四月の民間政治臨調結成を契機に統合したのです。

社会経済生産性本部は二〇〇二年度の運動目標に、「新しい国づくりにむけて国の基本の改革」を掲げています。それは、①新しい国づくりにむけて、国の基本をその根本から問い直す、②その実現を阻む旧来の制度や慣行を打ち破るべく、「国の憲法・基本法制」に関わる諸システムを一体のものとして改革する、というものです。

## 政・財・官・労・学・マスコミを総動員

民間政治臨調がつけられたのは一九九二年四月です。そして「新しい日本をつくる国民会議」（二一世紀臨調）に改編されたのが、一九九九年です。バブルが破裂し、行革・規

制緩和の諸政策が自民党支持基盤を揺り動かし始めた時です。とりわけ政治腐敗です。自系列的に並べてみますとこうなります。

リクルート疑惑（八八年六月）、宇野スキヤンダル発覚（八九年六月）、証券スキヤンダル（九一年七月）、阿部文男元北海道・沖繩開発庁長官逮捕（九二年一月）、佐川急便事件（九二年八月）です。リクルート、佐川スキヤンダルは、官はむろん自民党の派閥の領袖をすべて巻き込むとてつもない事件へと発展したのです。

この時、妄動したのが社会経済国民会議でした。「政治腐敗の原因は中選挙区制という選挙制度にある、したがって中選挙区制を小選挙区に改める政治改革が必要。さらに金権政治打破のためには政党助成金も」と誘導したのです。その後で小沢一郎に自民党を割らせ、細川のバカ殿に日本新党をつくらせるといった策謀です。

細川君の内閣は小選挙区制導入のための内閣でした。細川がやった政治改革は現在の政界にみられる志のない政治家を生み出していることでもわかるように、まったく改革の名に値しないものであることは当初から明らかでした。

民間政治臨調の最大の特徴は社会上層部をとりこんだ大政翼賛的組織ということにあります。経営者と労資協調組合が中心にあり、それを学者・文化人と称する電波人間がとり囲み、官僚が工作するという図式です。民間政治臨調になってマスコミが大政翼賛政治の片棒をかつぐことになったのが最大の特徴です。

大ジャーナリズムは民間政治臨調（二二世紀臨調）を、「学者や経済人らでつくる」と伝えます。これはウソです。学者や経済人も多くいますが、大ジャーナリズムすべてが参加しているのです。日本経済新聞は論説主幹・政治部長ら四人、読売新聞は論説主幹・政治部長ら四人、産経新聞は社長以下三人、毎日新聞は論説副委員長以下三人、東京新聞は四人。テレビ・放送ではTBS、NHK（会長）、テレビ朝日（社長）、フジテレビ（解説委員長、他一人）、通信社では共同通信二人。総勢二三人もの大部隊です。その他、マスコミ出身者には大宅映子、工藤康志（言論NPO代表）、屋山太郎、内田健三の名が見えます。その他の階層別メンバーは学者四十人超、財界（官僚OB含む）三〇人超、地方政界二人というものです。

なお労働界は総勢十七人で連合総研理事長、鉄鋼労連委員長、連合事務局長、CSG連合常任顧問、連合会長、国際労働財団特別顧問、電機連合委員長、ゼンセン同盟会長、連合顧問、NIT労組委員長、電力総連会長、国際労働財団理事長、サービス・流通連合会長、鉄鋼労連顧問、造船重機労連委員長、全労済理事長、全通委員長がメンバーです。

なお、会長は亀井正夫（社会経済生産性本部会長）、幹事会は赤澤璋一、内田健三、小倉昌男、川島廣守、笹森清、得本輝人、西尾勝で構成されています。

## 憲法・基本法制の「再構築」

二二世紀臨調はどういう目的をもっているのでしょうか。新しい日本をつくる国民会議（二二世紀臨調）編の『政治の構造改革―政治主導確立大綱』には、活動方針として①憲法・基本法制の再構築、②国民と政治のあり方の再構築、③国民生活（生き方、暮らし方、働き方）の再構築、④世代交代の推進を掲げています。

第一項にこの組織の特徴のすべてがあらわれています。次のようにです。

「二十一世紀日本の『新しい国のかたち』の創造にむけて、①国の外交、安全保障、②国会、司法、地方自治など統治機構、③国民の権利と義務など各分野におけるこれまでの

政策や基本法制について、憲法のあり方にまで踏み込んだ一体的な見直しをおこなう。新しい時代にふさわしい憲法・基本法制の創造にむけて国民的な議論を喚起する」。

「戦後憲法体制の包括的見直し」をおこなうということです。この二一世紀臨調の意図に労働組合が組み込まれてしまっているということなのです。ユニオン連合は昨年末の中央執行委員会「安保・国の基本政策検討委員会」を設置し、すでに論議が開始されています。

### 「改憲」策動へのタタキ台

では二十一世紀臨調はどのように「憲法体制見直し」を考えているのでしょうか。当事者でもわからないくらい政策提言が次から次へとおこなわれていることが特徴です。二月二日には「国の外交・安全保障・危機管理に関する基本法制上の課題」二十一世紀初頭における世界と日本」、同二十八日には「国の統治機構に関する基本法制上の課題」、さらに三月二〇日には「国民の権利・義務に関する基本法制上の課題」と三つの文書が相次いで出されています。これらを包括した中間的な論点整理がちかく衆参の憲法調査会に出されるということです。

その内容たるやすさまじいもので、第一の報告では①「国家戦略諮問会議」の設置、②安全保障基本法の策定と危機管理体制の確立、③「日米戦略会議」の創設、④IT活用と国家情報機関の創設。第二の報告では①現憲法下における地方分権改革、②現憲法下における議院内閣制度改革、③憲法改正を視野に入れた基本法制改革がいわれ、第三の報告ではそれこそすべての国民生活分野―①国籍法や戸籍法、②公職選挙法、③行政訴訟制度、④所得税、⑤源泉徴収制度、⑥教育基本法―の見直しなど憲法改正を視野に入れた基本法制改革十一項目を提言しています。

これらはまさに「国家改造計画」とでもいうべきもので、社会経済生産性本部とそれを中心につくられている二一世紀臨調が国策研究会たるゆえんになります。(滝野 忠)

## ◇ 読者からのおたより ◇

**茫然自失** 突然で申し訳ございませんが、全通T支部で永らく副支部長を担い、昨年大阪中央郵便局に強制配転され、職場で地道に活動していたT同志が五月二〇日未明、急死しました。突然の不幸に言葉も失っている状態です。前日までT支部団結焼き肉パーティに参加して元気な姿を見た多くの仲間も突然の不幸に茫然自失の状態です。(郵政労働者・M)

**編集部より** 突然死ですか。最近多い。Mさん、早く元氣とりもどして。  
**ホームヘルパー消滅の危機** 来年度に向けて介護保険の見直しがされますが、その一つに介護現場で働く人たちの問題があります。とりわけ最前線で働くホームヘルパーの待遇改善を、まずは労働実態調査を行うよう求めています。低賃金・過重労働を強いられるホームヘルパーはこのままでは働くことはできません。介護サービスの質につながるこの問題に、ようやく神戸市も目を向けはじめました。(神戸・K子)

**編集部より** 義父は八八歳、要介護1。限度額一杯のサービスを受けています。賃金が安い、移動時間は計算されない、家庭内のいろいろな問題等々、ヘルパーさんのご苦労はつきないよう。  
**提案** 同封のようなパンフを社保協が作っています。「人らしく…」上映運動の成果で大分、京都でまとめたようなものを他の上映会場でもつくり、集大成したものを「ともに闘う会」か「国鉄共闘」かで作れないでしょうか。よいものになる。(しが・I)

**編集部より** 「人らしく」の上映運動の広がり、これからの労働運動再建に重要な示唆を与えてくれていますものね。私からも提案したい。

**天下・国家** 社会通信No.八三〇号「やさしく、ふかく、おもしろく」をコピーし仲間へ送付。私鉄の仲間の集会では「通信」を持ってきた仲間がいて、「Kさんが載ってるよ」と皆で見えていました。先日、品川で七人が集まり、天下・国家を語りあった。そのメモ。「労働組合の機能が失われ、国家総動員(戦時)法が再び台頭しそうだ。法治国家の中で、平和憲法違反の行為は戦犯。秘書問題なんか問題外。日本の黒い霧、アメリカ(独裁)のポチ(可愛い子犬)ではいけない。(私鉄OB・K)

編集部より 「通信」大事に使っていた。とにかくめっちゃくちや、ぐしゃぐしゃな政財・労・学とマスコミ。何をどのように学ぶのか、その中味が問われている。

**アフガン情勢** アフガニスタン情勢を見ていく上で、もつとも気を付ければならない言葉は、Warlord(軍閥)です。暫定政府作成の予算では、地方の軍閥から税を徴収できず外国の援助頼りであることがあからさまになりました。アメリカの戦闘は「順調」なように見えて、渓谷での闘いはいつ終わるか分からない状況のよう。あそこに「五十〜百人のアルカイダがいる」という軍閥の情報に、米軍が攻めいっても死体が百人になっても終わりが見えないといったことが、米の雑誌に報告されています。すでに米軍はアフガニスタンで四千人以上を殺しています。米軍への憎悪は燃え上がっているでしょうし、九月十一日のテロをパキスタン人の多くは歓迎していたのですから、アルカイダはリクルートに事欠かないというふうにも考えられます。旧ソ連のように渓谷で膠着(こうちやく)した闘いを強いられるという可能性も否定できないと思います。日本のマスコミは報道するタイミングを逸しているように見えます。(東京・H)

編集部より 同感です。「タイム・ラグ通信」楽しみにしております。

**和解交渉の現状** 一昨年から積み重ねられていた大阪高裁での和解交渉。学院側は和解に「色気」を見せつつも、いまだに最終的な決断ができず、ズルズルと引き延ばしを図っています。私たちは学院側の「兵糧攻め」に負けることなく、もし和解が不成立になっても、不当解雇撤回、争議の責任追及の手をゆるめることなく闘いぬぐ決意です。(京都コンピュータ学院労組)

編集部より 今がもつとも困難な時期。がんばって。京コンの仲間にかんぱを。

**澤野義一さんへ** 「社会通信No.八三五」を拝見。巻頭言「軍隊のない国・コスタリカを訪ねて」の執筆者・澤野義一さん(憲法を生かす会滋賀会長)に、このFAXを転送していただきたいのです。「私も、本年一月三〇日より二月七日まで、コスタリカを訪問し、バルガスさんやカレンさんと懇談し、さらに大統領選挙の様子も見てきました。そこで、その訪問団のメンバーを中心にして「コスタリカの人々と手をたずさえて平和をめざす会」(略称・コスタリカ平和の会)を立ちあげて、軍隊の無い社会(国家)の実現に向けて活動を行っております。貴方様の御協力が得られれば幸いです。当会はウェブサイト(仮)を開設しておりますので、詳細をご覧下さり、御批判頂ければ幸いです。訪問団の報告集も出版しております。(東京・N)

編集部より お便り、嬉しい。澤野氏には連絡いたしました。Nさんの活動もお寄せください。百円ショップ 百円ショップ大はやり。でも疑問が。どう考えても安すぎる。これを作ってる人の賃金はいくらなんやろ? これらの商品は賃金の安い国々からの輸入品。よくよく考えてみると、そんなこんなの商品はみんな日本で作られていた。つまり、そんなこんなの商品を作っていた人びとは仕事を失っている。物価が下がるということは、人間の価値まで切り下げられているように思えてなりません。(京都・C)

編集部より そうなんですよ。資本てのは儲けることだけです。ピラ受けさらに良く、二三日、三鷹駅で、五・二四有事法制反対市民集会(二八時半・明治公園)のピラと「有事法制に反対する三多摩アピール」(有事法制Q&Aつき)を配布しながら、三鷹の市民運動のなかまたちとおこないました。ピラの受けはさらに良くなっています。激励もありました。二八日一七時半から三鷹駅頭で超党派の三鷹市議会議員で共同行動の二回目を行います。ピラも配ります。賛同者は私・嶋崎と民主党三人、社民党一人、市民の党一人です。取材に来ていただけたらと思いません。(三鷹市議・S)

編集部より 連日の活動に頭が下がります。また、度々の深夜メールにも感謝しています。私たちは屈しない 七月五日に「人らしく生きようー国労冬物語」の上映が決まりました。六月三日に実行委員会を開催し、多くの人に見てもらうため、いいチラシを作ろう、マスコミ対策もやろうと打合せと準備を進めています。浜頓別でも上映会成功に向けて頑張っていきたい。

二七日の臨時大会で国労は、「JRに法的責任が無いことを再確認」し、裁判の取り下げ、原告団組合員への処分、二月一日に提出したILO情報の撤回と、とうとう闘いの武器を全て放り投げてしまった。誰の目にも国労が崩壊していくのではと映っていると思う。

先日高嶋委員長から、労働組合の手紙とは思えない内容の手紙が届いた。この手紙を読んで、本部は私たちが歩み寄ることよりも、与党声明をどう実行していくか。そのためには脅してでも鉄建公団訴訟を取り下げさせる。従わなかつたら、救済対象からはずして処分すると、権力を振りかざした独裁者のようだ。私はどんなに脅されても「JRに責任がないとか」、後は本部に任すということはできない。闘わないで良い結果は勝ち取れない。全国各地の上映会の成功や広がりに、新たな共闘会議の結成等、闘う闘争団と闘う支援者が与党としてじゃまな存在になつてきていると思う。当事者を相手にしなければこの闘いは終わらない。「長い闘いだっただけ、最後まで頑張つてよかったよ」と言える日が一日も早く来るように、国労本部が闘わなくても家族と共に頑張ろうと決意新たにしています。(北海道・T)